

令和5年3月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年3月16日(木)		開催場所	ときわ会館5階 大ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時05分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	欠席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	藤田 亮輔
	副理事	星野 公男	農業振興課係長	宇根 義雄		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主任	村松 彩香		
議案	議案第103号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第104号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第105号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第106号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第107号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第108号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について				
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・2a未満農業用施設の届出について ・営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告 					

<p>1 開 会 本田会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和5年3月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>(挨拶)</p>
<p>2 会議成立の報告 本田会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。 農業委員21名中、本日は山本委員が欠席されておりますので出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 本田会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号13番 浅子委員 議席番号14番 石川委員 を指名します。よろしくお願いたします。</p>

<p>4 議案審議 議 長</p>	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第103号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、日進地区、事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、西区役所の南東①400m②～④500mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、①～④200mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、パパイヤ、ネギの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番から3番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>濱 野 委 員</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立城南小学校の北東800mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、40mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ハウレンソウ、ブロッコリーの予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>引き続き番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立城南小学校の南東400mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、4.4kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、アジサイ、ユキヤナギの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第103号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第104号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小島委員		<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮光陵高等学校の南東200mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既設コンクリートブロック4段積及び高さ0.6mの既設ガードパイプ及び新設コンクリートブロック1段積及び高さ1.0mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石川委員		<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、指扇保育園の南西130mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.5mの新設単管パイプ及び新設コンクリートブロック2～3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、三橋地区、事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
事務局		<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立大宮西小学校の北東620mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ0.1mの新設土留めにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小山委員		<p>番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、見沼消防署の北西240mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積及び高さ0.6mの新設木柵土留めにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>
濱野委員		<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、岩槻南部公民館の北東820mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、母及び兄と同居しているが、手狭であることから、申請地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2～3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員		<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立德力小学校の南東460mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック3～6段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
		<p>以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第104号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。 議案第104号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第105号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農振農用地です。</p> <p>申請地は、埼玉県警察機動センターの西2.0kmに位置する農振農用地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、ニンニクを作付けする予定です。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして番号2番から4番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、北部配水場の西200mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、自己用住宅です。</p> <p>申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、祖母及び儀祖母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック1～2段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、西消防署の北170mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、休憩所（コンビニエンスストア）です。</p> <p>申請理由は、現在、全国各地で店舗を営業しているが、申請地は交通量が多く、ドライバーの休憩所として最適地であると判断したためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.2mの新設メッシュフェンス及び高さ0.3mの新設ブロック及び新設コンクリートブロック3～6段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、秋葉の森総合公園の南西660mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、アキソバを作付けする予定です。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、春岡地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>

細 沼 委 員	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、大宮東警察署の北東490mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、車輛置場です。 申請理由は、現在、県内で自動車販売業を営んでいるが、既存の車輛置場が手狭であることから、申請地を新たな車輛置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック3段積及び新設コンクリートブロック3～4段積及び高さ1.5～1.8mの新設ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立芝原小学校の東740mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ヤマボウシを作付けする予定です。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関 根 委 員	<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立河合小学校の南西290mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場です。 申請理由は、現在、都内で建設工事業を営んでいるが、特定の資材置場を保有していないことから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック2～3段積及び高さ2.0～3.0mの既設波板により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第105号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>

議

長

総員賛成でございます。
議案第105号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第106号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議いたします。</p> <p>番号1番から3番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サツマイモです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は820mです。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ニンニクです。 申請目的は、新規就農のためで、通作距離は5.4kmです。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ニンニクです。 申請目的は、新規就農のためで、通作距離は5.4kmです。 特に問題はないものと思われま。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。 貸借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サツマイモです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は11.2kmです。 特に問題はないものと思われま。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番から10番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 山 委 員	<p>番号5番についてご説明いたします。 貸借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サツマイモです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.0kmです。 特に問題はないものと思われま。</p>

続きまして番号6番についてご説明いたします。
賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木及び苗木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は7.4kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号7番についてご説明いたします。
賃借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.2kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号8番についてご説明いたします。
賃借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6.4kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号9番についてご説明いたします。
賃借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、トウモロコシ、ナス、カリフラワーです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は7.2kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号10番についてご説明いたします。
賃借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、枝物です。
申請目的は、新規就農のためで、通作距離は21.3kmです。
特に問題はないものと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号11番から12番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西 形 委 員

番号11番についてご説明いたします。
賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号12番についてご説明いたします。
賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.4kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、土合地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
高	崎	委員	<p>番号13番についてご説明いたします。 賃借権の新規6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号14番、番号15番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
浅	子	委員	<p>番号14番についてご説明いたします。 賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は6.4kmです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号15番についてご説明いたします。 賃借権の再設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、花木です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.3kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号16番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
濱	野	委員	<p>番号16番についてご説明いたします。 使用賃借権の再設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は13.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号17番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
関	根	委員	<p>番号17番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ハクサイ、ナス、コールラビです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.5kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号18番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。
中	山	委員
		番号18番についてご説明いたします。 賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、カリフラワーです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は14.2kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
西	形	委員
		番号4番、番号5番について伺います。 譲受人は今回の申請で4,000㎡を借り入れ、従農人数1名で耕作する予定と のことですが、果たしてそれが規模的に妥当なのか、また現在どのように耕作し ているのかを教えてください。
小	山	委員
		譲受人は家族で農業関係の事業に従事しており、今回新規事業としてサツマイモ の作付を計画しているとのこと。 従農人数1名とありますが、実際には経営する企業の従業員が手伝う計画となっ ているため、問題はない旨を確認しております。
議	長	ありがとうございました。他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第106号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。
各	委	員
		— 総 員 賛 成 —
議	長	総員賛成ですので、議案第106号について、原案どおり意見決定することとい たします。

議 長	<p>続きまして、議案第107号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から9番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第107号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第107号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第108号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>こちらにつきましては、農地中間管理機構が借受ける農地を、市が作成しました農地利用配分計画(案)にある賃借権の設定等を受ける者へ貸し付けることが適切か否かについて、市農業政策課より農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>議案書41ページ、42ページの配分計画(案)をご覧ください。</p> <p>こちらは、農地中間管理機構から譲受人に対し、農地を賃貸借にて貸し付けるというものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の43ページから45ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われまます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第108号について、市農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第108号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

5 報告事項 議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p>
	<p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和5年2月分報告事項です。</p>
	<p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。</p>
	<p>2a未満農業用施設の届出でございます。</p>
	<p>営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>令和4年8月に命令を発令した岩槻区大字裏慈恩寺地内の現在の状況について、ご説明いたします。</p>
	<p>命令の対象地、対象者、発令日については配布資料のとおりでございます。 行政処分後の経過としましては、発令翌日から全国紙の地方版に命令発令された旨の記事が掲載されるなど反響がありました。</p>
	<p>8月25日には副市長が対象地の視察を実施、9月14日には議会の定例会の一般質問にて事務局長が本件についての答弁を実施いたしました。</p>
	<p>11月15日には岩槻警察署生活安全課と告発について相談協議を実施いたしました。</p>
	<p>令和5年1月11日、対象者に対して早急な是正工事の着手を求める通知を発送いたしました。</p>
	<p>1月30日には、土地所有者と面談の機会を設け、担当の農業委員を交えて今後の方向性について協議を実施いたしました。</p>
	<p>2月27日には、埼玉県警本部生活経済課、岩槻警察署生活安全課と具体的な告発の手法について協議を実施いたしました。</p>
	<p>今後の方向性ですが、命令書の期限である令和5年3月31日までの原状回復は極めて困難と言わざるを得ない状況ではありますが、命令対象地以外の違反農地も含め、対象者に対しては引き続き是正指導を実施してまいります。</p>
	<p>また、隣接水路の機能回復及び道路の復旧についても、関係の所管課と連携し指導を継続してまいります。</p>
	<p>さいたま市違反転用に係る事務処理要領では、行政処分に従わないなど特に悪質と認められる場合や、当該不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合には告発を行うものとする、としていますので、岩槻警察署とは綿密な調整をした上で、農業委員会として判断をしていかなければならないと思料いたします。</p>
	<p>告発可能な期間については、令和5年4月1日から3年間となっております。 今後このような事案を起こさないようにするため、地域との連携が必要と思料いたします。</p>
	<p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>

中山委員	<p>告発可能な期間が3年間とありますが、この間の農業委員会としての動きであるとか、告発時の流れや懲役、罰金の有無を確認させてください。</p>
事務局	<p>告発に関しては、作成した告発書などの資料を警察が受理するところ、警察から検察へ送付するところなど諸々のハードルがございます。 そして逮捕となった場合は懲役や罰金などがございますが、実際に対象者が逮捕され罰を受けたとしても、対象者が是正を実施するか定かではないという懸念がございます。</p>
浅子委員	<p>命令対象地以外の違反農地について、具体的にはどこなのか、また農地改良の許可地が施工を完了し耕作をしているのかどうかを教えてください。 もう1点、対象地を是正するにあたって、施工業者だけでなく土地所有者にも責任が生じるのかを教えてください。</p>
事務局	<p>命令対象地以外の違反農地の場所については、対象地の西側にある農地改良の許可地を含む一帯及び、対象地の南側の農地も同様でございます。 農地改良の許可地については、当初の計画より地盤面が高くなっており、施工は完了されておらず、従って耕作もされておられません。 土地所有者の責任については、施工業者と同様に是正の意志が見られなかったため命令の対象者になっており、是正の責任は生じると思料いたします。 農地改良の許可地については、土地所有者の意思に反して高く土砂が盛られていることから、土地所有者も被害者という側面がございます。ただし、土地所有者も連名で農地改良の申請を提出していることから、是正の責任がある旨の指導を実施しております。</p>
高松委員	<p>施工業者は法人として活動しているのかどうか、また所在地は変わらず法人としての実態を置いているのかを教えてください。 また、代理人を称する人物とは、資格のある士業に就いている人物なのかを教えてください。 盛土の現状について測量が伴うと思料しますが、測量にあたっての予算の確保状況について教えてください。</p>
事務局	<p>法人については、法人の登記簿はまだ存在しますが、登記上の地番に法人の実態はない状況です。 ただし、それとは別に郵便物が送達される住所を把握しております。 代表者については、電話にて連絡が取れる状況を維持しております。 代理人については、士業に就いておりませんが、過去に何度も市と協議を行っている素性の知れた人物でございます。 測量の予算については、令和5年度予算の要求はしておりません。 基準高がどこなのかなども含めて課題の一つと認識しております。</p>
西形委員	<p>行政処分に従わないなど特に悪質と認められる場合や、当該不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合には告発を行うものとする、ということについて、対象者が既にその条件を満たしており、告発ができる状況にあるのかを教えてください。</p>
事務局	<p>違反転用に係る事務処理要領に基づいた度重なる指導にも関わらず、土砂の搬入を停止しなかったこと、公共物である隣接水路を侵害してしまったことにより悪質と判断し、告発の検討、準備を続けている状況です。 告発の準備が整い次第、農業委員会にてご検討いただくこととなります。</p>
浅子委員	<p>3月末で是正の履行期限を過ぎるにあたって、事務局として今後の見通しを教えてください。</p>
事務局	<p>繰り返しの答弁にはなりますが、農業委員会の審議を通じて告発に進むことになり、現在それに向けての検討、準備を実施しております。</p>

対象者は施工業者と土地所有者の両方を見据えておりますが、実際に懲役、罰金が科された後に対象地の状況が改善するかという点、様々な事例を鑑みても困難ではないかと思料いたします。

ただ、3月末の履行期限から3年間の告発期間がございますので、手持ちの証拠資料をもって警察と協議を続けていく必要がございます。

それと並行して対象者に対して粘り強く是正指導をしていくことが重要であると思料いたします。

議

長

他に何かございますか。

ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理者よりお願いいたします。

6 閉会宣言

石川会長職務代理者

本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。

これもちまして、令和5年3月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。